

令和6年度

四日市市内で活動する 事業主・企業経営者のための 補助金等ガイドブック



令和6年4月

四日市臨海部産業活性化促進協議会

≪掲載補助金一覧≫

1. 新産業創出・研究開発		
(1) 四日市市新規産業創出事業補助金	<四日市市>	1
2. カーボンニュートラル		
(1) 四日市市水素供給設備整備事業補助金	<四日市市>	2
(2) 三重県水素ステーション設置補助金	<三重県>	2
(3) 四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金	<四日市市>	3
3. 設備投資		
(1) 四日市市企業立地奨励金	<四日市市>	4
(2) 四日市市民間研究所立地奨励金	<四日市市>	5
(3) 四日市市 I T 企業等進出支援事業補助金	<四日市市>	5
(4) 四日市市中小企業 I o T 等活用促進事業補助金	<四日市市>	6
(5) 三重県企業投資促進制度	<三重県>	7
(6) 中小企業高付加価値化投資促進補助金	<三重県>	9
4. 販路開拓		
(1) 四日市市見本市等出展事業補助金	<四日市市>	1 0
(2) 四日市市中小企業海外販路開拓支援事業補助金	<四日市市>	1 0
5. 物流		
(1) 荷主企業四日市港利用支援事業補助金	<四日市港管理組合>	1 1
6. 人材育成		
(1) 四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金	<四日市市>	1 2
(2) 四日市市海外人材確保支援事業補助金	<四日市市>	1 2
7. 雇用		
(1) 四日市市障害者トライアル奨励金・雇用奨励金	<四日市市>	1 3
(2) 四日市市障害者雇用職場定着支援補助金	<四日市市>	1 3
(3) 四日市市雇用促進交付金	<四日市市>	1 4
(4) 四日市市中小企業人材確保支援事業	<四日市市>	1 4
(5) 四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業	<四日市市>	1 4
(6) 四日市市施設外就労促進事業費補助金	<四日市市>	1 5
(7) 四日市市被災者雇用奨励金	<四日市市>	1 5
8. その他		
(1) ワークスタイル・イノベーション推進事業	<四日市市>	1 5
(2) 産業廃棄物抑制等事業費補助金	<三重県>	1 6

1. 新産業創出・研究開発

中小製造業者が行う新商品・新技術の研究開発事業を支援します

(1) 四日市市新規産業創出事業補助金 <四日市市 工業振興課 工業政策係>		
区分	①成長産業への新規参入事業	②自社研究開発事業
対象事業	中小製造業者が航空宇宙産業、ヘルスケア産業、I o T 産業など、今後成長の見込まれる分野に新規参入するために自ら行う事業	中小製造業者の既存事業の高付加価値化に係る事業
	補助対象期間は、補助金交付決定日から1年以内とし、原則、年度内での実施 ※申請する事業が翌年度も実施されると見込まれる場合は、翌年度において本事業に係る交付申請ができるものとします。この場合、補助対象期間は、当初に交付決定を受けた年度から起算して2年間が限度です。	
対象者	主たる事業所（※ ¹ ）又は研究所（※ ² ）を市内に有して1年以上事業を営む中小製造業者 ※ ¹ 従業員総数の1/2以上の従業員が常時勤務している事業所 ※ ² 研究開発に従事する従業員総数の1/2以上の従業員が常時勤務する拠点	
対象経費	謝金、旅費、原材料・部品等購入費、機械工具費、外注加工費、技術導入提携費、産業財産権等の取得に要する経費、技術研修費、各種認証の取得に要する経費※ （※各種認証の取得に要する経費は、上記区分①のみ対象）	
補助額	補助対象額の2/3以内（対象事業費が500万円以内の場合は1/2以内） 【上限400万円】 ※2か年計画の場合は、各年400万円を限度とし、2か年で合計800万円までとします。	補助対象額の1/2以内 【上限200万円】 ※2か年計画の場合は、各年200万円を限度とし、2か年で合計400万円までとします。
募集期間	令和6年4月8日(月)～5月31日(金)	
募集件数	1件程度	3件程度
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・2年度連続でこの補助金の交付を受けた事業者は、翌年度以降2年間は申請できません。 ・1事業者につき1年度内に1件のみの申請となります。 ・1事業区分に原則2件とし、事業区分は日本標準産業分類での小分類で区分します。 ・プレゼンがあります（7月～8月の予定）。 ・交付申請を行う場合に、2か年計画になる場合は、その旨を記載してください。 ・2か年目は、改めて、次年度（令和7年度の審査会）の採択を受けなければなりません。 	

2. カーボンニュートラル

水素ステーションの整備に伴う設備投資を支援します

(1) 四日市市水素供給設備整備事業補助金 <四日市市 工業振興課 基幹産業振興係>			
対象者	市内に定置式水素供給設備を設置しようとする者でかつ経済産業省の「燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金」の補助事業者である一般社団法人次世代自動車振興センターから補助金交付決定を受けた者		
対象事業	定置式水素供給設備（水素ステーション）の設置		
対象経費	設備機器費、設計費、設備工事費、工事負担金など		
補助額	①	水素供給設備の設置	5,000 千円
	②	燃料電池バスに 15 kg（約 167Nm ³ ）の水素を 10 分程度で充填可能な能力を持つ水素供給設備の設置	15,000 千円
	③	臨海部コンビナート地区で製造した水素を用いた水素供給設備の設置	20,000 千円
	④	臨海部コンビナート地区で製造した水素を用いて、燃料電池バスに 15 kg（約 167Nm ³ ）の水素を 10 分程度で充填可能な能力を持つ水素供給設備の設置	30,000 千円
※補助額は、国からの補助金額と合わせて事業費を超えることはできない。			
募集期間	随時申請受付		
募集件数	3 件程度		
(2) 三重県水素ステーション設置補助金 <三重県 雇用経済部 新産業振興課>			
対象者	三重県内において対象となる水素ステーションの設置を行う事業者		
対象事業	以下の条件を満たす水素ステーションを設置する事業 (1) 三重県内に設置する定置式の設備であること (2) 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業の交付を受けるものであること (3) 15kg（約 167Nm ³ ）の水素を 10 分程度で充填可能な能力を有すること (4) 設備を設置する市町において実施される支援制度により補助金等を受けるものであること		
対象経費	一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業の補助対象経費と同一		
補助額	以下のいずれか低い金額を補助額とする。 ・市町が実施する支援制度により交付される額 ・補助対象経費に 1 / 4 を乗じた額から市町が実施する支援制度により交付される額を減じた額		
募集期間	随時申請受付		
募集件数	1 件程度		

四日市コンビナートにおける企業間連携の FS を支援します

(3)四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金<四日市市 工業振興課 基幹産業振興係>

対象者	四日市臨海部コンビナート地区に立地する企業		
対象事業	①臨海部コンビナート地区に立地する企業が実施する事業化可能性調査のうち、国による支援を受けたもの ②臨海部コンビナート地区に立地する企業が実施する事業化可能性調査のうち、2 者以上の企業間連携によるもの ③臨海部コンビナート地区に立地する企業が実施するその他の事業化可能性調査 ※①～③は市内において設備投資がなされる前提で行う調査であること ※①～③は温室効果ガス排出削減に資する事業に関する調査であること		
対象経費	調査委託費用、専門家依頼経費等		
補助額	①上限 30,000 千円（対象経費の 2 分の 1 以内） ②上限 15,000 千円（対象経費の 3 分の 1 以内） ③上限 7,500 千円（対象経費の 3 分の 1 以内）		
募集期間	随時申請受付	募集件数	2 件程度

3. 設備投資

市内事業所の新增設に伴う設備投資を支援します

(1)四日市市企業立地奨励金 <四日市市 工業振興課 基幹産業振興係>	
対象者	<p>製造業、製造業のIoT、AI等を導入するスマート化事業、重点分野（※）にかかる事業、ものづくりを支えるソフト事業（中小企業等に限る）、公的工業団地等への新規進出企業、物流施設を立地する事業</p> <p>※重点分野：次世代電池、次世代半導体、バイオテクノロジー・健康医療、新原料・新燃料への転換、次世代モビリティ、次世代ロボット、高シェア製品を市内における国内拠点事業所において製造、臨海部コンビナート地区における企業内空地を活用、市外からの新規立地、臨海部コンビナート地区立地企業の2者以上による企業間連携、物流倉庫の集約化</p>
投下額要件	<p><製造業></p> <p>大企業：総額5億円以上かつ償却資産5千万円以上</p> <p>中小企業等：償却資産2千万円以上</p>
	<p><製造業のIoT、AI等を導入するスマート化事業></p> <p>大企業：総額2億円以上かつ償却資産5千万円以上（※）</p> <p>中小企業等：償却資産2千万円以上（※）</p> <p>※償却資産：機械及び装置、車両・運搬具（自動車税対象となる車両は除く。）、工具、器具及び備品の合算額</p>
	<p><重点分野にかかる事業></p> <p>大企業：総額2億円以上かつ償却資産5千万円以上</p> <p>中小企業等：償却資産2千万円以上</p>
	<p><ものづくりを支えるソフト事業></p> <p>中小企業等のみ：総額2千万円以上</p>
	<p><公的工業団地等への新規進出企業></p> <p>大企業・中小企業等とも：償却資産2千万円以上</p>
	<p><物流施設を立地する事業></p> <p>大企業：総額5億円以上かつ償却資産5千万円以上（※）</p> <p>中小企業等：総額3億円以上かつ償却資産5千万円以上（※）</p> <p>※償却資産：機械及び装置、車両・運搬具（自動車税対象となる車両は除く。）、工具、器具及び備品の合算額</p>
	<p><その他></p> <p>大企業：総額5億円以上かつ償却資産5千万円以上（※）</p> <p>中小企業等：償却資産2千万円以上</p>
補助額	<p>対象施設に係る固定資産税額・都市計画税額に相当する対象税額に次の割合を乗じた金額（中小企業の場合は事業所税資産割を含む）</p> <p>[交付1年目] 1/2</p> <p>[交付2年目・3年目] 2/3</p> <p>【限度額10億円】</p> <p>※対象税額の累計が10億円を超える部分は対象税額の1/10を乗じた金額とします</p> <p>※重点分野にかかる事業は、交付1年目から対象税額の2/3を乗じた金額となります</p>
補助期間	課税年度から3年間
募集期間	随時申請受付

研究開発に伴う設備投資を支援します

(2)四日市市民間研究所立地奨励金 <四日市市 工業振興課 基幹産業振興係>		
区分	一般交付	拡充交付
対象事業	次世代電池、次世代半導体、バイオテクノロジー・健康医療、新原料・新燃料への転換に対応する研究開発、次世代モビリティ、次世代ロボットに係る研究開発、コンビナート立地企業の 2 者以上による企業間連携による研究開発、既存製品から高付加価値型製品への転換を図るための研究開発	左記の研究開発事業かつマザー機能の集積等に繋がる投資 【マザー機能要件・・・同一事業所内で研究開発から商用生産までを一貫して行い、国内における拠点事業所として、維持・発展していく具体的な事業計画があること】
要件	新增設する研究開発施設にかかる償却資産の投下額 3 千万円以上など	新增設する研究開発施設にかかる償却資産の投下額 1 億円以上かつマザー機能要件を満たすことなど
補助額	<対象施設の取得価額> ・2 億円以下の部分 : 10% ・2 億円超 20 億円以下の部分 : 5% ・20 億円超の部分 : 1% 【上限 3 億円】※家屋及び償却資産が対象	<対象施設の取得価額> ・2 億円以下の部分 : 15% ・2 億円超 20 億円以下の部分 : 8% ・20 億円超の部分 : 2%
募集期間	随時申請受付	

IT 等の新たな技術の活用に取り組む企業の市内進出を支援します

(3)四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金 <四日市市 工業振興課 基幹産業振興係>		
区分	①IT オフィス等開設経費補助事業	②進出企業建物賃貸料補助事業
対象者	日本標準産業分類における、大分類 G-情報通信業に分類される事業の中で、 (1) 中分類 39 - 情報サービス業に分類される事業 (2) 中分類 40 - インターネット附随サービス業に分類される事業に該当する企業 ※補助対象事業者の条件として以下の条件等に該当する必要があります。 (1) 事業所の床面積が 25 平方メートル以上であること。 (2) 常用労働者の数が 3 名以上であること。 (3) 事業所開設の日から起算して、3 年以上市内で事業を行うこと。	
対象経費	事務所等の改装費 店舗等の整備費（製品の購入が主目的となる家電、什器等を除く。） 広告宣伝費 ・事務所開設にかかるパンフレット・カタログ等作成費 ・新聞・雑誌・Web ページ等の広告費	建物賃貸料 →交付決定日の属する年度を含む 3 年度分 ※初年度については、交付決定日以降の経費を補助対象経費とする。
補助額	補助対象額の 1/2 以内 【上限 100 万円】	補助対象額の 1/2 以内 月額上限 6 万円 年間上限 72 万円
募集期間	随時募集（先着順）	
募集件数	2 件程度	2 件程度
備考	区分②進出企業建物賃貸料補助事業については、区分①IT オフィス等開設経費補助事業の補助を受けたものであること。	

中小製造業者が行う IoT 等導入の取り組みを支援します

(4)四日市市中小企業 I o T等活用促進事業補助金 <四日市市 工業振興課 工業政策係>

区分	① IoT 等活用人材育成事業	② IoT 等活用計画策定事業	③ IoT 等本格導入推進事業
対象者	主たる事業所（※）を市内に有して1年以上事業を営む中小製造業者 ※従業員総数の1/2以上の従業員が常時勤務している事業所		
対象事業	外部の IT 専門家等を講師として行う社内研修、又は IoT 等の活用にかかる外部の講座等に自社の社員等を参加させる事業	外部の IT 専門家等を活用して、生産性向上や低コスト化、製品の高付加価値化又は新製品創出等に繋がる IoT 導入可能性の検討、又は IoT 等を用いた設備投資計画を策定する事業	自社の置かれた環境から強み・弱みを認識、分析し、生産性向上や低コスト化、製品の高付加価値化又は新製品創出等に資するため、具体的な IoT 等の導入に取り組む事業
	IoT 等…IoT、AI（人工知能）、ビッグデータをいう		
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・研修・講座参加費 ・専門家依頼経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・IoT に関する研修・講座参加費 ・コンサルティング委託経費 ・専門家依頼経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム開発委託費 ・パッケージソフト導入費 ・クラウドサービスの導入・初期費用（ハードウェアは対象外） ・コンサルティング委託経費 ・専門家依頼経費
補助額	補助対象額の 1/2 以内 【上限 15 万円】	補助対象額の 2/3 以内 【上限 80 万円】	補助対象額の 2/3 以内 【上限 100 万円】
募集期間	随時募集（先着順）		
募集件数	10 件程度	2 件程度	4 件程度

工場等の建設をワンストップ・サービスとスピード、特色ある制度で支援します

(5)三重県企業投資促進制度 <三重県 雇用経済部 企業誘致推進課>

◀新規立地支援▶

①成長産業立地補助金			
対象	グリーン・デジタル、食、ライフイノベーション等の成長産業及び高度部材産業		
投資要件	5億円以上	雇用要件	10人以上
補助額	投下償却資産額の10% 【上限5億円】		

②マザー工場型拠点立地補助金			
対象	マザー工場化につながる投資		
投資要件	5億円以上	雇用要件	10人以上
補助額	投下償却資産額の15% 【上限5億円】		

③スマート工場立地補助金			
対象	スマート工場化につながる投資		
投資要件	5億円以上	雇用要件	10人以上
補助額	投下償却資産額の15% 【上限5億円】		

④研究開発施設等立地補助金			
対象	研究開発施設又は試験認証機関の建設		
投資要件	東紀州地域、鳥羽市、志摩市、大台町、南伊勢町、大紀町：3千万円以上 伊勢市、玉城町、度会町：1億円以上 四日市市など上記エリア以外：2億円以上		
補助額	投下償却資産額の10% 【上限5億円】		

⑤外資系企業アジア拠点立地補助金			
対象	外資系企業によるアジアの生産拠点を整備する事業、オフィス開設		
区分	①設備投資	②オフィス開設 ※マイレージ制度対象外	
要件	【投資要件】5億円以上 【雇用要件】10人以上	【要件】事業所の延床面積が15m ² 以上 【雇用要件】1人以上	
補助額	投下償却資産額の20% 【上限5億円】	オフィス家賃年額の50% 【上限500万円/年（3年間）】	

◀再投資支援/マイルージ制度▶

・県内操業企業が再投資を行う場合に、設備投資及び一定の条件を満たす雇用増加人数に応じて支援を行う制度

・①～⑤の補助金の対象事業について、要件に満たない場合でも、設備投資額を原則 5 年間積み上げることで要件を達成すれば、補助金の交付申請が可能に

認定要件：計画期間中の設備投資額の合計 5 億円以上

	交付要件	補助額
パターン①	【投資要件】5 億円以上（研究開発 2 億円以上） 【雇用要件】5 人以上※スマート工場：維持、研究開発施設：無し	10%【上限 5 億円】 +雇用増加分【上限 5 千万円】
パターン②	【投資要件】500 億円以上 【雇用要件】100 人以上	15 億円（定額）
パターン③	【投資要件】1 千億円以上 【雇用要件】200 人以上	30 億円（定額）

⑥本社機能移転促進補助金		
対象	県の誘致により、本社機能の移転・新增設を行う企業 ※原則として「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受ける必要がありますが、県外企業の本社機能移転について、「雇用」に係る補助金申請のみを行う場合は不要です	
交付要件	①本社機能の移転に伴って増加する常用雇用者数が 5 人以上（中小企業の場合は 1 人以上） ②本社登記、あるいは本社機能の移転について対外的に公表 ③本社機能移転完了の日において、①の要件を満たすこと	
補助額	雇用	県税の減税相当分
	常用雇用者 1 人当たり 200 万円 【上限 5 千万円】	拡充型本社機能移転について、移転型本社機能移転における県税特例措置（事業税、不動産取得税）の相当額【上限 5 千万円】 ※移転型：東京 23 区からの本社機能移転 ※拡充型：東京 23 区外からの本社機能移転、県内にある本社機能の拡充
県税の減税	【対 象】「地方活力向上地域特定業務施設整備計画（移転型事業）」の認定を受けた企業 【対象税目】事業税（3 年間）、不動産取得税（1 年間）、県固定資産税（3 年間）	

⑦情報通信産業立地補助金		
対象	IT 企業（産業分類上、産業中分類「情報サービス業」）	
要件	① 取得または賃借により事業所を設置 ② 常用雇用者 5 名以上の雇用（南部地域は 3 名以上）	
補助率	取得	賃借
	投下償却資産の 20%	投下償却資産の 20% 及び家賃年額の 50%（5 年間）
上限額	取得	賃借
	2 億円	1 億円 + 家賃補助 1 億円（2 千万円 × 5 年間）
備考	県内再投資も対象	

※①～⑦いずれの補助金も公募制ではありませんので、投資検討中の企業は事前にお問い合わせください。

ものづくり基盤技術の高度化や付加価値の高いサービスを提供する集客・交流施設の整備を行う中小

企業の取組を支援します

(6) 中小企業高付加価値化投資促進補助金 <三重県 雇用経済部 企業誘致推進課>			
対象者	中小企業者		
区分	一般枠		地域経済牽引事業枠
補助対象事業	製造業型	サービス産業型	三重県による承認を受けた、地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」に係る事業（製造業及びサービス業に限る）
	次の①又は②に係る事業 ①ものづくりの基盤技術（※1）を高度化することによる競争力の強化 ②本県の成長を導く高付加価値の成長分野（※2）における生産拠点の強化 ※1：デザイン開発、情報処理、精密加工、製造環境、接合・実装、立体造形、表面処理、機械制御、複合・新機能材料、材料製造プロセス、バイオ、測定計測 ※2：グリーン・デジタル関連、食関連、ライフイノベーション関連の成長産業及び高度部材関連産業	次の①～③のうち、2 つ以上の機能を備えた、付加価値の高いサービスを提供する集客・交流施設の整備に係る事業 ①体験交流機能 ②地域製品の加工又は販売機能 ③飲食又は宿泊機能 （ただし、地域課題の解決に資する事業（※3）を行う場合は、①から③のうち1つの機能を満たせば申請可能とする） ※3：新しいビジネスモデル、ノウハウを活用した事業を通して、三重県の地域課題（人口減少、超高齢化社会、若者の県外流出等）の解決に資する、営利を目的とした事業	
投資要件	設備投資額 1500 万円以上	設備投資額 1000 万円以上	設備投資額 2000 万円以上
補助額	投下償却資産（土地・建物は対象外）の 10%以内 （外部との連携による事業(※4)は 12%以内） ※4 自社以外の組織（企業・大学等）と連携し新しい事業を行い、自社にはない技術、ノウハウ等を取り込むことによって、新しい価値を創出する事業を行うこと		
	【1000 万円以内】		【2000 万円以内】
募集期間	令和 6 年 4 月中を予定		

4. 販路開拓

市内で開発された製品・技術の販路開拓を支援するため、見本市等への出展を支援します

(1) 四日市市見本市等出展事業補助金 <四日市市 工業振興課 工業政策係>

区分	①地場産業見本市等出展事業	②中小製造業見本市等出展事業
対象者	・事業協同組合、協業組合等の団体 ・地場産品に関する中小企業者で構成される 団体（3社以上で構成され、かつ構成企業の3分の2以上が市内に事業所を有する団体に限る）	主たる事業所（※）を市内に有して1年以上事業を営む中小製造業者 ※従業員総数の1/2以上の従業員が常時勤務している事業所
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・見本市への出展は、市内で開発した製品、技術の販路開拓を目的としたものであること ・国若しくは地方公共団体が主催、若しくは後援する見本市等、又は出展者見込み100者以上の広く一般に公開される見本市等（オンラインによるものを含む。）への出展であること ・見本市等への出展について、他の公的な補助金を受けていないこと 	
対象経費	展示小間料	
補助額	小売を主たる目的とする → 補助対象額の1/4以内【上限50万円】 小売を主たる目的としない → 補助対象額の1/2以内【上限50万円】	小売を主たる目的としない → 補助対象額の1/2以内【上限20万円】 ※小売を主たる目的とする場合は対象外
募集期間	随時募集（先着順） ※補助回数は1事業者につき年度内1回限り	
募集件数	9件程度	

海外で開催される見本市や商談会などへ出展する中小企業者等を支援します

(2) 四日市市中小企業海外販路開拓支援事業補助金 <四日市市 工業振興課 工業政策係>

対象者	主たる事業所（※）を市内に有して1年以上事業を営む中小企業者 ※従業員総数の1/2以上の従業員が常時勤務している事業所とします ※企業組合、協業組合等にあっても、直接又は間接構成員の1/2以上が上記に該当する場合は対象となります
対象事業	日本国外で開催される見本市等（オンラインによるものを含む）に出展する事業で、次のいずれかの要件を満たす事業とし、補助対象経費総額が10万円以上のもの ・製造業を事業として営む者が行う出展事業 ・製造業に関連するサービスの取引促進を目的として行う出展事業 ・市内で製造された製品の販路開拓を目的として行う出展事業
対象経費	会場費、現地通訳費、輸送費、広報・宣伝活動費、専門家謝金、旅費など
補助額	補助対象額の1/2以内（本補助金の交付実績がない場合、初回の交付のみ2/3以内） 【1事業者につき1年度あたり50万円が上限】
募集期間	随時募集（先着順）
募集件数	9件程度
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・連続して同一の見本市等への出展する場合、補助は2年を限りとします ・「市内で製造された製品の販路開拓を目的として行う出展事業」については、市内に事業所（実際に製品を製造している拠点であって、事務所や営業所等を除く。）を有する事業者についても対象とする。

5. 物流

新規・既存を問わず荷主企業の四日市港利用を支援します

(1) 荷主企業四日市港利用支援事業補助金 <四日市港管理組合 経営企画部 振興課>

区分	新規事業	継続事業																		
対象事業	新規（※1）に四日市港を利用し、コンテナ貨物（輸出入及び移出入）を1TEU以上取り扱う事業	継続的に四日市港を利用し、令和6年度のコンテナ貨物（輸出入及び移出入）の取扱量が400TEU未滿の場合は、前年度と比較して10%以上、400TEU以上の場合は、前年度と比較して40TEU以上を増加させる事業																		
補助額	取扱コンテナ貨物1TEU当たり 【輸出入コンテナ貨物】最大2万5千円 【移出入コンテナ貨物】最大1万5千円（※2） 【上限400TEU/200万円】 なお、輸出入コンテナ貨物と移出入コンテナ貨物の両方がある場合は、それぞれ200万円まで	増加コンテナ貨物1TEU当たり 【輸出入コンテナ貨物】5千円 【移出入コンテナ貨物】5千円 【上限400TEU/200万円】 なお、輸出入コンテナ貨物と移出入コンテナ貨物の両方がある場合は、それぞれ200万円まで																		
要件	<p><新規事業></p> <p>※1 「新規」とは、以下①②の両方に当てはまる場合です。</p> <p>①前年度、四日市港におけるコンテナ貨物の取扱がないこと。 【輸出入コンテナ貨物】前年度に輸出入コンテナ貨物（移出入コンテナ貨物を除く）の取扱がないこと 【移出入コンテナ貨物】前年度に移出入コンテナ貨物（輸出入コンテナ貨物を除く）の取扱がないこと 前年度の取扱とは、令和5年4月1日から、前年度の申請受付期間終了日（令和6年2月22日）までの取扱実績のことをいいます。</p> <p>②過去3年度間に本補助金の交付を受けていないこと。 【輸出入コンテナ貨物】輸出入コンテナ貨物に関する補助金の交付を受けていないこと 【移出入コンテナ貨物】移出入コンテナ貨物に関する補助金の交付を受けていないこと</p> <p>※2 基本額：取扱コンテナ貨物1TEU当たり5千円 加算額：輸出入コンテナ貨物はア～エ、移出入コンテナ貨物はア、ウをそれぞれ満たす場合、基本額に1TEU当たり各5千円を加算</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">ア</td> <td>特定地域</td> <td>以下の市町で保管、仕分け、生産、加工、パッキングまたはデパッキング等を行う場合</td> </tr> <tr> <td>三重県の一部</td> <td>名張市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市、紀北町、御浜町、紀宝町</td> </tr> <tr> <td>滋賀県の一部</td> <td>草津市、守山市、栗東市、野洲市、甲賀市、湖南市、東近江市、近江八幡市、日野町、竜王町、愛荘町</td> </tr> <tr> <td>岐阜県の一部</td> <td>大垣市、養老町、揖斐川町、池田町、関ヶ原町、垂井町、神戸町、大野町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">イ</td> <td rowspan="2">特定国</td> <td>仕向国または仕出国が以下の国の場合 米州諸国、欧州諸国、地中海諸国、オーストラリア、ニュージーランド、中華人民共和国の一部（遼寧省、天津市、河北省、上海市、江蘇省、浙江省、山東省）</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>特殊コンテナ貨物</td> <td>リファコンテナ貨物（CAコンテナ含む）、オープントップコンテナ貨物、フラットラックコンテナ貨物</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>三重県産農林水産物・食品（県産品）の輸出</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※加算該当の当否はお問い合わせください。</p> <p>※1を満たす場合、最長で連続3年度間（令和6年度～令和8年度）申請可能</p> <p><継続事業></p> <p>令和6年度の四日市港におけるコンテナ貨物の取扱量が400TEU未滿の場合は前年度の取扱量から10%以上、400TEU以上の場合は前年度の取扱量から40TEU以上を増加させる事業であること。輸出入コンテナ貨物の場合は前年度の輸出入コンテナ貨物が、移出入コンテナ貨物の場合は前年度の移出入コンテナ貨物が対象</p>		ア	特定地域	以下の市町で保管、仕分け、生産、加工、パッキングまたはデパッキング等を行う場合	三重県の一部	名張市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市、紀北町、御浜町、紀宝町	滋賀県の一部	草津市、守山市、栗東市、野洲市、甲賀市、湖南市、東近江市、近江八幡市、日野町、竜王町、愛荘町	岐阜県の一部	大垣市、養老町、揖斐川町、池田町、関ヶ原町、垂井町、神戸町、大野町	イ	特定国	仕向国または仕出国が以下の国の場合 米州諸国、欧州諸国、地中海諸国、オーストラリア、ニュージーランド、中華人民共和国の一部（遼寧省、天津市、河北省、上海市、江蘇省、浙江省、山東省）	ウ	特殊コンテナ貨物	リファコンテナ貨物（CAコンテナ含む）、オープントップコンテナ貨物、フラットラックコンテナ貨物	エ	三重県産農林水産物・食品（県産品）の輸出	
ア	特定地域	以下の市町で保管、仕分け、生産、加工、パッキングまたはデパッキング等を行う場合																		
	三重県の一部	名張市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市、紀北町、御浜町、紀宝町																		
	滋賀県の一部	草津市、守山市、栗東市、野洲市、甲賀市、湖南市、東近江市、近江八幡市、日野町、竜王町、愛荘町																		
	岐阜県の一部	大垣市、養老町、揖斐川町、池田町、関ヶ原町、垂井町、神戸町、大野町																		
イ	特定国	仕向国または仕出国が以下の国の場合 米州諸国、欧州諸国、地中海諸国、オーストラリア、ニュージーランド、中華人民共和国の一部（遼寧省、天津市、河北省、上海市、江蘇省、浙江省、山東省）																		
		ウ	特殊コンテナ貨物	リファコンテナ貨物（CAコンテナ含む）、オープントップコンテナ貨物、フラットラックコンテナ貨物																
エ	三重県産農林水産物・食品（県産品）の輸出																			

補助対象期間	令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで
募集期間	<新規事業> 令和6年4月1日(月)～令和7年2月21日(金) または予算の上限に達するまで <継続事業> 令和6年4月1日(月)～令和7年2月21日(金) または予算の上限に達するまで
募集件数	上限なし(予算の上限に達するまで)
その他	交付決定日に関わらず、令和6年度間(令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで)のコンテナ貨物の取扱実績(T E U)を交付対象とします。

6. 人材育成

資格の取得により人材育成を行う中小企業等を支援します

(1) 四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金 <四日市市 商業労政課 雇用労政係>

対象者	市内で1年以上事業を行い、市税を完納している、市内に本店又は主たる事業所(※)を有する事業者であって、次のいずれかに該当する事業者 ※従業員総数の1/2以上の従業員が常時勤務している事業所とします ①中小企業者 ②小規模企業者 ③構成員の人材育成に資する活動を行う、主として小規模事業者で構成される団体等
対象事業	対象者が、市内事業所に勤務する従業員等に、講習会等又は試験を受けさせるなどして技術力及び生産性の向上に資する資格を取得させる事業(対象資格は市が認めたものに限り)
対象経費	資格取得を伴う講習会等の受講料、テキスト代、試験料等(消費税及び手数料を除く)
補助額	補助対象経費の1/2以内(千円未満切り捨て) 【1人につき上限3万円・1事業者あたりの年間補助上限あり】
募集期間	随時申請受付 ※受講前・受験前に申請が必要

外国人留学生インターンシップの受入れ及び海外現地人材の育成に取り組む中小企業者を支援します

(2) 四日市市海外人材確保支援事業補助金 <四日市市 工業振興課 工業政策係>

対象者	主たる事業所(※)を市内に有し、1年以上事業を営む中小企業者のうち、製造業を営むもの ※従業員総数の1/2以上の従業員が常時勤務している事業所	
区分	①外国人留学生のインターンシップ受入事業	②海外現地人材の育成事業 ※外国の国籍を有し、補助対象事業者の海外現地子会社等において業務に従事する従業員を言います
対象経費及び補助額	インターンシップ実習生の交通費及び宿泊費 → 補助対象額の1/2以内【上限5万円/人】 【ただし宿泊費補助は上限4千円/日】	海外現地人材の渡航費 → 補助対象額の1/2以内【限度額15万円/人】 【ただし宿泊費補助は上限4千円/日】
	インターンシップ実習生の指導のために配置した人員の人件費→インターンシップ実習生1人につき5千円/日【限度額5万円/人】	海外現地人材が日本国内での研修に参加する場合の参加費→ 補助対象額の1/2以内 【限度額10万円/人】
	※1事業者につき1年度50万円を上限とします ※補助対象事業者又は補助対象事業者の海外現地子会社等が負担するものに限り	
募集期間	随時募集(先着順)	
募集件数	2件程度	2件程度

7. 雇用

障害のある人を雇用する事業者を支援します

(1)四日市市障害者トライアル奨励金・雇用奨励金 <四日市市 商業労政課 雇用労政係>		
対象者	市内在住の障害のある人を雇用した事業者の方 ※四日市市障害者雇用職場定着支援補助金との併用はできません。	
区分	①障害者トライアル奨励金	②障害者雇用奨励金
要件	公共職業安定所または民間の職業紹介事業者の紹介により、障害者を試用雇用（トライアル雇用）する事業主（市外の事業主を含む。）に対して奨励金を支給します。 公共職業安定所のトライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）に上乗せ支給する制度です。	国の「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）」の支給期間終了後も、障害者を常用労働者として雇用する事業主（市外の事業主を含む。）に対して奨励金を支給します。 特定求職者雇用開発助成金支給期間終了後に支給する制度です。
補助額	1人当たり4万円/月	重度障害者 : 1人当たり6万円/月 重度以外の障害者 : 1人当たり4万円/月
補助期間	3か月間	6か月間
募集期間	随時申請受付	

(2)四日市市障害者雇用職場定着支援補助金 <四日市市 商業労政課 雇用労政係>		
対象者	障害のある人（市民以外も対象）を雇用した市内事業者の方 ※四日市市障害者トライアル奨励金・雇用奨励金、国のトライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）及び特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）との併用はできません。	
要件	新たに障害者（本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）を雇用する企業等とし、以下のすべてに該当するものとします。 （1）新たに雇用する障害者を市内の事業所等で勤務させる企業等 （2）四日市公共職業安定所等の雇用保険適用事業所又は労働者災害補償保険適用事業主 ただし、前項の規定にかかわらず、市内に本店を有している企業等が市内事業所等において障害者を雇用する場合は、本市以外の住民基本台帳に記録されている障害者も対象となります。	
補助額	雇用期間、企業規模や雇用保険対象者により金額が異なります。	
	①対象となる障害のある人が障害者雇用率の算定対象となる場合	②対象となる障害のある人が障害者雇用率の算定対象とならない場合（週所定労働時間が短い人等）
	対象となる障害のある人1人あたり、 継続雇用3か月 1万円～4万円 継続雇用6か月 2万円～5万円 継続雇用1年 4万円～10万円 継続雇用2年 8万円～20万円 継続雇用3年 10万円～30万円	対象となる障害のある人1人あたり、 継続雇用3か月 1万円 継続雇用6か月 2万円 継続雇用1年 4万円 継続雇用2年 8万円 継続雇用3年 10万円
募集期間	随時申請受付	

産業現場実習（インターンシップ）を受け入れていただく事業者を支援します

(3) 四日市市雇用促進交付金 <四日市市 商業労政課 雇用労政係>

対象者	市内に住所を有しており、下記の実施主体が実施する産業現場実習（インターンシップ）を受け入れる事業者の方
インターンシップ実施主体	◆三重労働局 ◆四日市公共職業安定所 ◆四日市市社会福祉協議会 ◆「地域若者サポートステーション」事業（国委託事業）を受託している市内に住所を有する団体
対象インターン生	市内在住の障害のある人および若年者
補助額	1万5千円/回
募集期間	随時申請受付

都市部等での就職フェアに出展する中小企業者等を支援します

(4) 四日市市中小企業人材確保支援事業 <四日市市 商業労政課 雇用労政係>

対象者	市内で1年以上事業を行い、市税を完納している、市内に本店又は主たる事業所（※）を有する中小企業者等※従業員総数の1/2以上の従業員が常時勤務している事業所とします	
区分	①都市部等で開催される就職フェア（新卒向け・転職向け等）への出展等にかかる費用補助 ※オンライン開催のブースも対象です	②就職フェアにおける出展ブースの提供 就職フェアにおける出展ブースを市が確保し、提供します。出展ブース費（対象フェアによっては出展に伴うWeb掲載費含む）は一部を除き市が負担します。（詳細は募集開始後に市ホームページに掲載します。）
補助対象経費	出展ブース費、出展に伴うWeb掲載費	
補助額	補助対象経費の2/3以内（千円未満切り捨て） 【1回につき上限30万円・1事業者につき1年度2回まで】	
募集期間	随時募集（先着順）※出展前に申請が必要	抽選、募集は市HP・広報で行います。

誰もが働きやすい制度・職場環境づくりに取り組む中小企業者等を支援します

(5) 四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業 <四日市市 商業労政課 雇用労政係>

対象者	市内で1年以上事業を行い、市税を完納している、市内に本店又は主たる事業所（※）を有する中小企業者等※従業員総数の1/2以上の従業員が常時勤務している事業所とします	
対象事業	①ソフト整備支援事業	②ハード整備支援事業
補助対象経費	就業規則の見直しにかかる費用	職場内に子どもの遊び場スペースや女性用トイレ・更衣室を設置するなど、事業所等の整備にかかる費用
補助額	補助対象経費の1/2以内（千円未満切り捨て） 【1回につき上限10万円、1事業者につき1年度1回まで】	補助対象経費の1/2以内（千円未満切り捨て） 【1回につき上限50万円、1事業者につき1年度1回まで】
募集期間	市ホームページ・広報に掲載します ※着手前に申請が必要（事前にご相談ください）	

福祉事業所等による施設外就労を受け入れていただく企業等を支援します

(6) 四日市市施設外就労促進事業費補助金 <四日市市 商業労政課 雇用労政係>

対象者	市内企業等		
要件	市内にある就労移行支援事業所・就労継続支援 A 型事業所・就労継続支援 B 型事業所と請負契約を締結し、初めて施設外就労を受け入れる市内企業等		
補助額	6 万円／月	補助期間	6 か月間
募集期間	随時申請受付	募集件数	3 件程度

令和 6 年能登半島地震の被災者を雇用する事業主を支援します

(7) 四日市市被災者雇用奨励金 <四日市市 商業労政課 雇用労政係>

対象者	令和 6 年（2024 年）能登半島地震により被災し、本市に避難された方を 3 か月以上雇用していただいた市内の事業主
被災者の範囲	令和 6 年（2024 年）能登半島地震による災害により災害救助法施行令第 1 条第 1 項各号のいずれかに該当する被害が発生した市町村から本市に避難してきた方。
要件	公共職業安定所から職業の紹介を受けた被災者を、令和 6 年 10 月 31 日までに週 20 時間以上の所定労働時間で雇用し、かつ、当該雇用が 3 か月以上継続している事業主。（期間中、市内の事業所等で勤務している必要があります。）
補助額	雇い入れる被災者 1 人につき、10 万円。ただし、事業主が同一人を再度雇い入れる場合は除く。
募集期間	令和 6 年 3 月 31 日 から 令和 7 年 1 月 31 日まで

8. その他

風通しのよい職場づくりを支援します

(1) ワークスタイル・イノベーション推進事業 <四日市市 商業労政課 雇用労政係>

対象者	市内企業
対象事業	社内研修等に講師を派遣（研修内容は講師と相談可能）
必要経費	無料
募集期間	随時募集（先着順）
募集件数	10 件

県内企業等による積極的な産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用、減量化の取組を支援します

(2)産業廃棄物抑制等事業費補助金 <三重県環境生活部 環境共生局資源循環推進課>		
区分	研究開発事業	
対象者	県内の排出事業者	県内の産業廃棄物処理業者
対象経費	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自ら排出する産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用(※1)、減量化の研究・技術開発及び産業廃棄物を使った商品開発 2. 産業廃棄物の処理に係る環境負荷低減を行うための研究・技術開発 3. 産業廃棄物処理に係る地球温暖化対策を行うための研究・技術開発 4. 上記の事業化に向けた導入可能性調査(FS調査) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高度な循環的な利用(※2)を行うための研究、技術開発 2. 産業廃棄物処理に係る環境負荷低減を行うための研究・技術開発 3. 産業廃棄物処理に係る地球温暖化対策を行うための研究・技術開発 4. 上記の事業化に向けた導入可能性調査(FS調査)
補助率	中小企業：補助対象額の2/3以内 上記以外の企業：補助対象額の1/2以内	補助対象額の1/3以内
補助額	100万円以上2,000万円以下の額	
募集期間	令和6年4月上旬～5月中旬(予定)	

区分	設備機器整備	
対象者	県内の排出事業者	県内の産業廃棄物処理業者
対象経費	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自ら(自社で)排出する産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用(※1)、減量化のための設備機器(焼却設備を除く)及び抑制等を行う設備機器の設置 2. 産業廃棄物の処理に係る環境負荷低減を行うための設備機器の設置 3. 産業廃棄物の処理に係る地球温暖化対策を行うための設備機器の設置 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 産業廃棄物の高度な循環的な利用(※2)を行うための設備機器の設置 2. 産業廃棄物の処理に係る環境負荷低減を行うための設備機器の設置 3. 産業廃棄物の処理に係る地球温暖化対策を行うための設備機器の設置 4. 産業廃棄物処理施設に対する理解の促進を目的とした設備機器の設置および環境整備(※ただし、優良産廃処理業者認定制度における優良認定事業者に限る)
補助率	中小企業：補助対象経費の1/2以内 上記以外の企業：補助対象経費の1/4以内 (高度な循環的な利用は1/3以内)	補助対象額の1/3以内
補助額	100万円以上5,000万円以下の額	
募集期間	令和6年4月上旬～5月中旬(予定)	

(※1) 循環的な利用とは、「再使用、再生利用及び熱回収」をいいます。

(※2) 高度な循環的な利用とは、プラスチック類のマテリアルリサイクルやケミカルリサイクル、メタン発酵施設、使用済み太陽光パネルのリサイクル等といった、ライフサイクル全体における二酸化炭素の削減(脱炭素化)や天然資源の消費抑制、地域循環の課題解決に貢献する事業を想定しています。

(※3) 補助対象となる経費は、交付要領で定められている経費区分に該当し、かつ事業実施に必要で、仕様規格、数量、単価等が適当と判断されたものに限り、(ICT設備及びソフトウェアの導入に要する経費も含まれます。)

(※4) 設備機器等を設置する土地・建物の経費及び人件費、振込手数料等は、補助対象外です。



発行

令和6年4月

発行者

四日市臨海部産業活性化促進協議会
(三重県・四日市市・四日市港管理組合・四日市商工会議所)

お問い合わせ先

四日市市 商工農水部 工業振興課

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号
TEL:059-354-8178 FAX:059-354-8307
E-mail:kougyoushinkou@city.yokkaichi.mie.jp